

官廳公示連絡事項

短期大學第二回の認可

さきに東洋英和女學院短期大學以下三校の誕生を見た幼稚園教員養成を目的とする短期大學が、このたび更に左の五校を加えたことは幼児教育振興のためまことに喜ばしい次第である。

なおこのたびの短期大學の誕生により、短期大學として申請した幼稚園教員養成を目的とした學校はすべて合格したことになる。

東京 日本女子體育短期大學 保育科 定員 二〇名(新設)

東京都世田ヶ谷區松原町二の七一七

石川 北陸學院保育短期大學 保育科 定員 二五名(新設)

金澤市下本多町六番地一八

京都 平安女學院短期大學 保育科 定員 四〇名(舊平安女子學院專攻部保育科)

京都市上京區下立賣通鳥丸西入五丁目一七二の二

福岡 西南學院大學短期大學部 兒童教育科 定員 三〇名

(富財團法人福岡保育專攻學校)

長崎

純心女子短期大學 保育科 定員 三〇名(舊純心保母養成所)

長崎市家野町一七一

國立大學における現職教育講座開設

このたび文部省大學學術局長より各國立大學に左の要領によつて免許法認定講習に相當する現職教育講座を開設することを依頼したがそのうち幼稚園關係者の割當人員は各大學と當該都道府縣教育委員會と協議して定めることになつてゐる。

その要領の主要な點を示すと、

1 趣 旨 教育職員免許法及び同施行法の施行に伴つて、

現職教員の資質の向上と資格の向上を圖るため、教員養成を主とする大學等において現職教育講座を開設する。なおこの講座は免許法認定講習とする。

1 開設箇所 大學の教員養成を主とする學部又はその他の學部。

3 開設期間

一、七月及び八月の夏季休業中の六〇日間を原則とする。

二、開設期間は前期、後期の二期とする。
 4 開設講座 教員の種類に應じ、教育職員免許法の要求する科目につき開設する。

5 受講者 小學校、中學校、高等學校、盲學校、ろう學校及び幼稚園の教員並びにそれらの學校の校長(園長)とする。

6 受講者の選定 各大學は、當該都道府縣教育委員會と協議して受講者を選定する。

幼稚園小學校研究集會打合せ

四月二十六、二十七日の兩日東京學藝大學竹早分校において、文部省と各都道府縣との幼稚園小學校研究集會の事務打合せ會が行われた。研究集會を幼稚園が行うことは最初のことであつてその成果の良否は各方面から注目されてゐる。左にその打合せの主要を述べると、

1 會場縣 會場 該當都道府縣(下段)

- | | | |
|-------|----------------|--------------------------|
| 千葉會場 | 六月二日——一七日 | 東京、茨城、山梨、神奈川、千葉、埼玉、栃木、群馬 |
| 北海道會場 | 九月一日——一六日 | 北海道 |
| 秋田會場 | 九月二五日——三〇日 | 青森、秋田、山形、宮城、岩手、福島、新潟 |
| 和歌山會場 | 一〇月九日——一四日 | 大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良、三重、滋賀 |
| 福井會場 | 一〇月一六日——二一日 | 静岡、長野、岐阜、愛知、富山、石川、福井 |
| 鳥取會場 | 一〇月三〇日——一十一月四日 | 山口、廣島、岡山、鳥根、鳥取 |
| 鹿児島會場 | 一一月一三日——一八日 | 福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島 |
| 高知會場 | 一一月一〇日——六日 | 愛媛、香川、徳島、高知 |
- 2 會 員 一會場四〇〇名であるが幼稚園關係者はそのうち何名かは各都道府縣で決定する。

3 日程案

1 日	8.30	
開 會	9.00	
講 義	9.30	
(C I E)	10.30	
日 程 說 明	11.00	
授業説明と評價の仕方について(二クラス別)	11.15	
	11.45	
	12.15	
	13.00	企 業 運 營 委 員 會
班 別 研 究 (十一班)	14.00	
	15.00	
	16.00	
	17.00	